

## 令和4年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年12月2日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 櫻井 豊	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

1番 今井 健児

4番 中村 茂弘

散会 午後0時02分

(午前10時00分 開会)

**議長（田中三江君）** おはようございます。本日から12月定例会が始まります。議員各位におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な説明などによる会議時間の短縮とマスク着用をお願いいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。ご了承願います。

なお、本会議の一部については蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回立科町議会定例会を開会します。

これから、本日、12月2日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長です。

報告します。羽場会計管理者及び山口たてしな保育園長から欠席届が出ております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（田中三江君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番議員、今井健児君、4番議員、中村茂弘君を指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

**議長（田中三江君）** 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

#### 〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

**8番（榎本真弓君）** 議会運営委員長の榎本です。会期の検討結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、11月16日、議会運営委員会を開催し、令和4年第4回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日12月2日から12月13日までの12日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（田中三江君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会

期は、本日から12月13日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間と決定しました。

会期日程の説明をお願いします。今井事務局長。

**議会事務局長（今井一行君）** 本定例会の会期日程を議会運営委員会の検討結果に基づき説明いたします。

本日、12月2日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明などを行います。

本会議終了後、第1委員会室において議会だより編集委員会を開催します。

2日目、3日、3日目、4日は、休会です。

4日目、5日は、午前10時に開会し、議案質疑を行います。

本会議終了後、第1委員会室において土地開発公社理事会、全員協議会を開催します。

5日目、6日は、午前10時に開会し、一般質問を行います。

6日目、7日は、午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

7日目、8日は、午前9時から第1委員会室において社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

8日目、9日は、午前9時から第1委員会室において総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、10日、10日目、11日は、休会です。

11日目、12日は、予備日です。

12日目、13日は、午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会とします。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

**議長（田中三江君）** 日程第3 町長招集のあいさつ、両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** おはようございます。本日ここに令和4年第4回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。師走に入り、1年の締めくくりの時期となりました。今年は、年明け以降、低温気味で全体的に厳しい寒さが身に染みる冬季となりました。4月初めには降雪があり、以降、雨の日が多く春の農作業にも影響が出た年でもありました。

また、7月12日には記録的な大雨が降り、道路、農地等の施設に多大な被害が発生

し、4年続きの災害に見舞われました。気候変動対策の必要性を改めて強く感じた次第であります。

自然災害同様、新型コロナウイルス感染症はいまだ収まらず、今年も周期的に感染拡大の波が押し寄せ、特に感染第7波は全国的な広がりを見せ、長野県においても7月以降急拡大し、医療非常事態宣言やB A. 5対策強化宣言を発出し、感染防止対策強化と社会経済活動への影響を最小限に抑えることを基本としたコロナ感染対策を打ち出しました。その後、新規感染者数が減少傾向となり、確保病床使用率も下がったことから、9月13日には医療非常事態宣言が解除されました。

しかし、長野県はこの宣言解除から僅か2か月で医療非常事態宣言を再度発出する事態となり、阿部知事は、県内が感染第8波に入ったとの認識を示した上で、ハイリスクな人や周囲の人は十分気をつけてほしいと呼びかけました。また、宣言に伴う強い行動制限は行わないとの意向も示されました。

当町でも依然として新規感染者が出ている現状に鑑み、町民皆様の命と健康を第一に考え、感染防止対策の徹底とワクチン接種の推進、社会経済活動の維持に努めてまいりますので、町民皆様、事業者皆様のご理解、ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

さて、国際情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻や北朝鮮の度重なるミサイル発射は、国際社会の平和と安定を脅かすものであり、中国のミサイル発射問題も含め、日本にとっても大変な脅威であり、憂慮すべき事態であります。

国内経済においては、内閣府が11月15日に発表した2022年7月から9月期の国内総生産、いわゆるGDP速報値は、物価変動を除く実質で0.3%減、このままのペースが1年続くと仮定した場合、年率換算で1.2%減、事前の市場予測に反して4四半期、1年ぶりのマイナス成長となりました。物価高の影響等により個人消費が停滞したほか、輸入の伸びが輸出の伸びを大きく上回りGDP全体を押し下げたとの分析であります。

新型コロナウイルス感染再拡大や世界的なインフレ、それらに伴う海外経済の落ち込みが今後の懸念材料となって厳しい経済情勢が続く見通しであるとの予測もあります。資源高や円安に伴い、暮らし向きはGDPの見かけ以上に悪化しているとも言われています。最近では、円安進行が一旦落ち着きつつありますが、コロナ第8波の感染状況によっては、今後も個人消費が下押し要因となるおそれを警戒する向きもあります。

さて、令和4年度も仕上げの時期となりました。9月定例会以降に動きのあった主な事業等について申し上げます。

たてしな保育園では、未満児等が使用する紙おむつについて、衛生面と保護者の負担軽減を図るため、保育園で処理をし、持ち帰りを廃止しました。

また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、電力・ガ

ス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、生活者支援では、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援事業を活用した小中学校給食費及び保育所副食費無償化を11月1日から実施し、保護者の負担の軽減を図りました。

また、事業者支援では、地域公共交通や地域観光事業等に対する支援事業を活用した立科町地域公共交通燃料価格高騰対策事業者支援金を町内での運行及び町内乗り入れ運行の公共交通事業者を対象に、バス事業者へは45万円を上限として給付、タクシー事業者へは40万円を上限として給付する支援事業を実施しております。

また、エネルギー価格高騰により経済活動に影響を受ける町民と営業活動に大きな影響を受ける燃料販売業者を支援するため、立科町の立科町あったか燃料券配布事業を町内全世帯対象に、燃料券、灯油、ガソリン、軽油配布事業を実施中であります。

また、長野県が事業主体の長野県生活困窮世帯緊急支援金給付事業についても実施をいたします。

私は、少子化対策を令和4年度の最重要施策に据え、妊娠、出産期からの子育て家庭の負担軽減を図るため、年度当初から出産祝い金制度の創設、低所得世帯への支援や、さきに述べた紙おむつの持ち帰り廃止、給食費や副食費の無償化など、時のニーズを捉えた適期にきめ細やかな子育て支援策を押し進めてまいりました。

また、児童生徒が不登校することなく元気に通学してほしいとの願いを込めながら、子育て家庭のさらなる負担軽減と移住者支援を目的に、令和5年度に立科小中学校へ入学する児童、生徒、保護者を対象に、町指定の通学用かばんを支給するため、今定例会に補正予算案を提出させていただきました。議員各位には趣旨をご理解賜り、お認めいただきたくお願いを申し上げます。

令和4年度も余すところ4か月弱となりました。私が掲げる4つの重点指針に基づき計画した4年度の諸事業は、PDCAサイクルにより事業推進を図っております。

また、指定管理に移行後3年目のシーズンを迎えた索道事業関係では、コロナ禍であります。利用者のニーズを捉えた取組等もあり、夏場や連休中などを中心に多くの皆様に訪れていただきご利用願っていると感じております。

さて、いよいよスキーシーズンとなりました。お客様の満足度を高める取組など選ばれるスキー場を目指すし、グリーンシーズン以上に多くのスキーヤーが訪れてくれることを期待しております。

私も蓼科地区の皆様とは四季の節目に膝を交えて意見交換を重ねており、承ったご意見等は今後の町政運営に生かしながら観光地の活性化につなげてまいります。

また、令和4年度中に有線放送に代わる情報発信サービスとしてタブレットを町内全世帯対象に無償貸与し活用を図るため、年明け以降から説明会等を順次開催し、利用法等について町民皆様にご理解頂けるよう努めてまいります。

さて、12月は令和5年度の予算編成期であります。先月18日の予算編成会議において、私の編成方針を示したところであります。予算編成に当たっては、令和5年4月

に町長選挙並びに町議会議員選挙が行われる予定であることから、原則として経常経費や継続事業などを中心としたいわゆる骨格予算を編成することといたしました。

予算編成における令和5年度の重点指針は、前年度と同様の4つであります。

1つ目は、住んでみたい、産み育てたいと思えるまちづくりで、主要重点施策は、居住環境の整備及び支援、きめ細やかな子育て支援の充実です。

2つ目は、安心安全で持続可能なまちづくりで、主要重点施策は、コロナ対策、通信環境のインフラ整備とデジタル化への対応、介護予防につながる健康増進事業の取組です。

3つ目は、豊かな資源を生かしたまちづくりで、主要重点施策は、遊休荒廃農地の解消と特産品開発、いわゆるブランド化、振興公社設立準備、魅力ある観光地づくりへの取組であります。

4つ目は、環境に優しいまちづくりで、主要重点施策は、里山整備促進、カーボンオフセットの以上であります。

人口減少の抑制やコロナ対策、町の魅力や価値を高めるなど、これからのまちづくりにつながるような予算編成を心がけ取り組むよう指示をいたしました。

5年度の歳入関係は、コロナ感染の長期化、ウクライナ問題等による経済の不透明さが増しており、町税等の一般財源の伸びは期待できず、依然として地方交付税等の依存財源に頼る財政運営となることが予測されます。

一方、歳出関係では、高齢化の進展に伴う扶助費や医療、介護等社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、脱炭素やデジタル化の推進等に係る経費の増大、円安を背景とした原油高や物価高騰による燃料費などの経常経費の増加は避けられない状況下であります。限られた財源の中で、選択と集中により事業の重点化を徹底し、魅力ある資源を最大限活用することで、重点指針に基づく施策を推し進めてまいります。

さて、多くの町民皆様から安定した町政運営をしてほしい、町の将来展望を示してほしいとのご意見やご要望を聞く中で、常に安定した行財政運営を心がけ、持続可能で他に誇れる自立堅持のまちづくりを進めることを基本に据え、町長就任当初から今日まで、町民益にかなう町政運営を一步一步着実に進めてまいりました。この間、台風や集中豪雨などの自然災害に見舞われ、今なおその復旧に追われています。追い打ちをかけるように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が周期的に起こり、いまだ終息が見えない中、感染第8波に突入している状況下であり、まさに災害対応とコロナ対策に明け暮れた日々でありました。そんな中、選挙公約に掲げた喫緊の課題解決や年度重点施策を推し進め、一定の成果を見いだしてまいりました。

しかしながら、急激な人口減少、少子高齢化に伴う雇用の確保、居住環境の整備、観光地の再生や農業振興など、産業の活性化に向けた施策は道半ばであります。加えて、今後も続くコロナ対策や防災・減災対策、原油高、物価高等への対応など、多くの諸課題に直面しております。難しいかじ取りが求められるときだからこそ、行政経

験豊富なリーダーが必要であります。私は、引き続きその重責を担う決意を新たにしているところであります。

今後とも、町民皆様や議員各位の格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

続いて、9月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げ、その他につきましてはお手元に配付させていただきましたのでご覧ください。

9月20日、町内ご長寿お祝い者のうち10名の皆様を訪問し、ご本人、ご家族に対してご長寿のお祝いを申し上げてまいりました。今年度100歳を迎える方は2名、99歳をお迎えの方は12名であります。今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により従来の式典開催は中止といたしました。88歳56名の皆様方にも記念品を贈呈し、あわせて立科町の高齢者の皆様方にはますますお元気で活躍されることを祈念するものであります。

9月21日から22日にかけては、北佐久郡行政連絡協議会による山梨県への行政視察研修に参加し、県立防災安全センターでの災害・防災講習のほか、水素技術センターや県営次世代エネルギー啓発施設など先進的な取組について視察をいたしました。

11月17日、全国町村長大会に出席し、国と地方が総力を挙げて、感染症対策をはじめ度重なる災害からの復旧・復興と国土強靱化、地方創生の推進など、重点課題についての要請を決議いたしました。

11月18日、令和5年度の当初予算編成会議を開催し、予算編成方針及び重点指針に基づく主要施策等について各課等に指示をいたしました。

11月22日には、佐久広域連合正副連合長会議に出席し、第4回定例会提出議案の協議を行い、あわせて佐久地域の救急医療体制等の在り方に関する意見交換と、佐久地域定住自立圏市町村長連絡会議では、第3次佐久地域定住自立圏共生ビジョンの変更について協議を行いました。

また、10月12日には第5回臨時議会を、11月8日には第6回臨時会を招集させていただき、電力・ガス・食料等価格高騰重点支援地方交付金を活用した低所得世帯に対する臨時特別給付金のほか、給食費の無償化、燃料券配布等の事業実施に伴う関係予算を盛り込んだ令和4年度一般会計補正予算第8号及び第9号をお認め頂き、現在それぞれの事業に取り組んでいるところでございます。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に提案しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例の制定2件、一部改正3件、令和4年度補正予算5件、その他議決案件3件です。

初めに、議案第59号は、川西保健衛生施設組合の規約変更について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第60号は、公職選挙法の規定に基づき立科町議会議員及び立科町長の選挙のお

けるポスター掲示場の設置に関する条例を制定するものであります。

議案第61号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、長野県人事委員会が勧告した今年度の地方公務員給与について、県に準じ一部改正するものであります。

議案第62号及び議案第63号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年等に関する条例の一部改正のほか、関係する条例を整備するものであります。

議案第64号は、地方公務員の育児休暇等に関する法律の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第65号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第10号）につきましては、既定予算に歳入歳出それぞれ4,323万8,000円を追加し、総額を59億2,997万2,000円とするものです。

主な内容は、歳入では、令和元年度災害復旧事業に係る県補助金など事業進捗に伴う補助金等の精算、また教育振興への寄附受納が主なものであります。

歳出では、県の人事委員会勧告に伴う人件費の増額、電気料等高騰に伴う公共施設の管理経費の増額のほか、今年度各種事業の進捗に伴い所要の改正を行いました。

議案第66号から議案第69号までは、令和4年度の特別会計及び公営企業会計の補正予算案4件となりますが、給与改定及び電気料等高騰に伴う補正が主なものであります。

議案第70号は、蓼科・中尾辺地に係る公共施設の総合的な整備に関する財政上の計画について第4次の変更を行うため、法に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第71号は、東北信市町村交通災害共済事務組合の規約変更について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、それぞれ関係課長から説明させますので、ご審議の上、議決頂きたく、お願い申し上げます。

以上であります。

#### ◎日程第4 議会諸報告

**議長（田中三江君）** 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、森澤文王総務経済常任委員長、報告はありますか。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

**5番（森澤文王君）** 5番、森澤です。総務経済常任委員会より報告いたします。



10月14日、白樺高原株式会社との懇談会。

10月20日、21日、福島県須賀川市に視察研修。

10月24日、茅野市柏原財産区の皆様と境界踏査を行いました。

以上です。

議長（田中三江君） 次に、今井 清社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。社会文教建設常任委員会の活動報告を申し上げます。

10月5日、6日に岐阜県可児市を訪問し、委員会視察に伺いました。高校生議会、子育て支援、いじめ防止条例等について先進地の視察を行いました。

また、11月15日に委員会を開催し、建設環境課の本年度事業進捗状況の現地視察を行いました。

以上でございます。

議長（田中三江君） これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第59号

議長（田中三江君） 日程第5 議案第59号 川西保健衛生施設組合規約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第59号 川西保健衛生施設組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、川西保健衛生施設組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

本日提出、立科町長でございます。

本提案は、川西赤十字病院の運営費に対する財政支援について、川西保健衛生施設組合を通じて平成25年度から令和4年度まで5年ごとの見直しを経て支援をしておりますが、今般の規約の変更はこれに係る構成市町ごとの負担割合に関する条項になります。

第10条第2項第4号イになりますが、構成市町における川西地域の人口と同病院の利用者数の参入割合を基礎としており、改正案に示した方法でこれまでも算定をしておりました。

しかしながら、これまでの規約では算定した結果としての数値割合で規定をしており、算定方法は同じでも算定結果としての数値割合が変わるごとに規約を変更する必

要が生じるため、現行の数値割合の表記を人口と利用者数の算定割合の表記に変更しようとするものです。

本提案のきっかけとなりましたのは、同病院から今後の支援の継続及び金額の増額について要望書が提出されたことから、構成市町と協議を重ね、支援の継続と金額を増額する方針としたことによるものです。

補助期間は、令和5年から令和9年までの5年間、補助金額は年間上限1億5,000万円の方針でございます。

当町の負担割合は、基礎数値の変動により、これまでの24%から今後25%となります。

また、規約の同条同行同号のアにつきましても、今回直接影響しませんが、同一規約内で表記を統一するため同趣旨の変更をしようとするものです。

あわせて、委任規定が規約になかったことから、補足として第12条を加えようとするものです。

今後の予定では、構成市町議会の議決後、川西保健衛生施設組合において県へ規約変更の許可申請を行う予定であり、施行日は令和5年4月1日を予定しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（田中三江君）** これから、議案第59号 川西保健衛生施設組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** ただいま課長のほうから負担割合を変更するという事だったんですけど、説明として、負担金額が大幅に膨らんでいることの背景についての説明がないかなと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

**議長（田中三江君）** 荻原町民課長。

**町民課長（荻原義行君）** お答えいたします。

補助金の上限額でございますけれども、現在、令和4年までは年間上限1億600万円ということで3市町で負担をしております。これは、基礎といたしましては特別交付税の措置上限というところでありまして、この金額の範囲であれば特別交付税が80%措置されるということを前提としております。これと同様に、特別交付税の措置がされる上限ということで、これから今後以後につきましては1億5,000万を上限とするということを見込んでいるところでございます。

以上です。

**議長（田中三江君）** ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。7番、村田桂子君、登壇の上、願

います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

**7番（村田桂子君）** ただいまの議案について賛成の立場で意見を申し上げます。討論いたします。

今回の規約改定、今、課長のほうから報告はありましたけれど、令和5年度からの5年間の負担について負担割合をきちっと表記すると、これまでのパーセンテージからその算出方法について改正するというので、それについては原則に立った表記に変わるという点で妥当だと思います。

さらに、加えて、これまでの負担が合計で1億600万円から1億5,000万円に引き上がったその背景について、私も川西保健衛生組合の委員でありますので、ちょっと若干補足を申し上げたいんですが。

これまでの運営費補助にプラスして、電子カルテが今までなくて紙媒体でやり取りをしていたんだそうなんです。そういう点では、近隣の病院が全て電子カルテに置き換わり、いろんな情報の伝達も合理化が図られているという点からすると大変遅れてしまったということで、ここで一気に電子カルテにして事務の簡便化、利便性を高めたいということも加えて1億5,000万に引き上がったという提案だというふうに私も理解しておりますし、それは妥当なことだなというふうに思います。

なお、立科町の負担割合が24から25%に引き上がったことについて詳細な説明なかったんですが、その点ただしましたら、これは佐久市、東御市、立科町の2市1町で構成されているんですが、特に川西地区の望月地域の人口が大変少なくなりまして、相対的に立科町の人口割合が上がったという背景にあります。利用者数も人口も全体として減っているんだけど、なおそれを上回る望月地域の人口減少が著しくて負担割合が引き上がったということで、金額的には約1,200万円の増加になるわけですが、これも人口による割合だということでは妥当かなというふうに考えました。

なお、8割が特別交付税の措置になりますので、町としては250万円くらいの負担が増えるのかなというふうに思っておりますけれども。

こういう点でやっぱり立科町にとって川西の病院はなくてはならないものであるということでしっかりと支えていかなくちゃいけないし、またその病院の運営について電子カルテの導入というのは大変遅かったなというふうに思っているのでも、これについても妥当なものだと思って、負担割合や金額も増えるんですけども、これはしっかりと支えていかなければいけないというふうに感じまして賛成するところです。

なお、大変老朽化、見学しますと老朽化も進んでいます。いずれ建替えの問題も議案に懸案として上がってこようかと思っておりますけれど、いずれにしても立科町にとってはなくてはならない病院だということで、しっかりと支えていく必要があるかなというふうに思いまして、賛成討論といたします。

議長（田中三江君） ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。しがたって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第71号

議長（田中三江君） 日程第6 議案第71号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第71号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第290条の規定により、令和5年4月1日をもって東北信市町村交通災害共済事務組合理約に定める事務所の位置を変更するため、別紙のとおり東北信市町村交通災害共済事務組合理約の一部を変更することについて議決を求める。

本日提出、立科町長。

この規約の改正につきましては、東北信の22市町村が共同で行っている交通災害共済の事務組合の事務所の位置を、令和5年4月1日から東御市に変更することについて、地方自治法第286条の規定による規約の変更の協議をするため、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから、議案第71号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） ただいま事務所、事務局を長野市から東御市に移すということは聞きましたけれども、なぜ東御市なのかの説明がございません。やっぱり本会議ですし、規約の変更になれば、どうしてということが問われるかと思しますので、その説明をお願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） まず、この東御市に移したというものでございますけれども、現在、長野市に置いてある事務所でございますが、近年の交通事故の減少等によりまして、

事務につきましては減少傾向でございます。

事務局体制につきましては、現在2名の体制として行っておりますけれども、東御市に通勤している職員が今現在1名おります。令和5年度以降、この職員を主軸にしまして業務に当たるにつきましては人件費の削減等も含めまして、東御市の市役所に置くことで経費の削減と、また、事務局職員の負担の軽減に努められるものと事務局の中で協議をされた経過がございます。

それに基づきまして、今回東御市におきましては、令和5年度から5年間という時間的なものでございますけれども、ご了解を頂いているということで、今回の規約の改正になったということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。ただいま現在の共済の事務を東御市から通っていらっしゃる方が主軸でこれからやるんだよというお話でした。ただいま人件費の削減というお話が出たんですけど、今は先ほどの全協の報告によりますと、長野市の短時間再任用職員と東御市の正規職員とがやっていたものを、長野市の職員が退職に伴って、今度は正規の職員を充てるというふうに聞いたんですが、これは私の聞き間違いなんですか。

正規職員が2人になるということなのか、それとも東御市の職員だけになるということなのか、正規を充てるということになれば、人件費の削減にはつながらないんじゃないんですか、この説明をお願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

東御市に移転後につきましては、常勤の東御市の職員が事務局長を兼務し、事務局職員については継続勤務となる、この2人体制ということでございます。

東御市の職員が常勤の職員でございますが、兼務をするということで軽減が図られるということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） ちょっと私聞き方がよくなかったんですけど、そうしますと、ただいまの東御市の正規職員の方が兼務というか、1人でおやりになるということなんですか。

今人件費の削減とおっしゃったので、ほかにもう一人雇えば別に人件費の削減にはならないんじゃないかなと思うんですけど、ごめんなさい、確認をお願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 先ほども申し上げましたように、東御市の職員が事務局長を兼務し、現在おります事務職員については継続勤務となり、合計で2人体制ということになり

ます。ですので、兼務をされている東御市の職員の人件費の分が減額ということと、あと東御市から今現在長野市へ通勤をしております職員の通勤手当等についても減額になるということで、総体的には人件費が減額になるということでご承知いただければと思います。

以上です。

**議長（田中三江君）** ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第60号～日程第12 議案第65号

**議長（田中三江君）** 日程第7 議案第60号 立科町議会議員及び立科町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定についてから、日程第12 議案第65号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第10号）についてまでの6件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 議案第60号 立科町議会議員及び立科町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町議会議員及び立科町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

本条例は、公職選挙法第144条の2第8項の規定に基づき、町議会議員及び町長の選挙におけるポスターの掲示場を設置するため条例を制定するものであり、第1条においてその旨を規定しております。

ポスター掲示場の数は、公職選挙法施行令第111条で選挙区の面積を基準にその設置数が決められており、立科町においてはその総数を100か所としております。

あわせて、選挙区の区域・地形・交通等の特殊性など、ポスター掲示場を設置することが困難な場合等において、その総数を減じることができる旨を第2条において規定するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

この条例は、今年度の地方公務員の給与等について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定内容や地域の民間従業員等の給与との均衡を考慮し、長野県人事委員会が勧告した内容に基づき改正を行うものであります。

改正の主な内容は、県人事委員会勧告により、職員及び議会議員に対する賞与の年間支給月数の引上げと一般職の職員に適用される給料表の増額改定でございます。

本条例において、それぞれ影響する条例の一部改正を行いました。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であり、第30条に規定する勤勉手当の支給月数を一般職及び特定幹部職員は0.1月引き上げ、再任用職員はそれぞれ0.05月の引上げとなります。

また、第5条に規定する行政職給料表第1表と医療職給料表3表を勧告どおりの額に改正するものでございます。

第2条は、令和5年度以降、改正後の年間支給月数を6月と12月に再調整するものであります。

第3条及び第4条は、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正で、条例第2条に規定する期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間支給月数を3.3月とし、あわせて、来年度以降分の支給月数を調整するものであります。

第5条及び第6条は、立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、条例第7条に規定する期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間支給月数を3.3月とし、あわせて、来年度以降の支給月数を調整するものであります。

第7条及び第8条は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、条例第7条に規定する期末手当の支給月数を0.05月増額し、年間支給月数を3.3月とし、あわせて、来年度以降分の支給月数を調整するものであります。

附則として、施行期日を公布の日からとし、来年度以降分を規定した第2条、第4条、第6条、第8条については、令和5年4月1日からと定めます。

また、今年度12月1日を基準日として支給する賞与の改正規定については、令和4年11月30日、第1条に規定する給料表の改正は、令和4年4月1日に遡り、それぞれ適用するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第62号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、国家公務員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、整備をするものであります。

地方公務員法の一部改正は、国家公務員について定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢、いわゆる役職定年による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準として地方公務員においても同様の改正がされたものであります。

まず、題名の次に目次を追加し、第1章総則として、第1条では、地方公務員法の改正により導入された定年前再任用短時間勤務職員及び管理監督職勤務上限年齢による降任等、条例の趣旨に関係する適用条項等を追加しております。

第2章定年制度では、第3条に規定する定年は、現行年齢60年から年齢65年に引き上げます。

第4条では、第1項で第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で、期限を定めて定年退職日において従事している職務に引き続き勤務させることができる、定年の特例を行うことができる事由を明記しております。

ただし、管理監督職を占めている職員については、第9条の規定による異動期間の延長を承認された場合に限るものとしております。

第2項では、その事由が引き続いている場合には、1年を超えない範囲内で延長ができるものとしますが、当該職員の定年退職日の翌日から起算して3年を超えることはできないものとします。

また、これらに規定する定年による退職の特例については、当該職員の同意を得るものとし、事由に該当しなくなった場合における期限の繰上げについても同様とするものであります。

第3章は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入に伴う内容となります。

第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、一般職及び企業職員の給与等に関する条例で規定する管理職手当の支給対象者とします。

第7条では、管理監督職勤務上限年齢を60年と定め、第8条では、管理監督職に就いている職員をこの勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間、これを異動期間といいます。この異動期間内に管理監督職以外の職への降任または転任等を行うことになるため、法で定めるもののほか、任命権者が遵守すべき基準に関する事項を定めるものであります。

第9条は、他の職への降任等をすべき管理監督職について、降任等により公務の運



営に著しい支障が生じる場合を考慮して、第1項各号の事由に該当する場合においては、異動期間の延長ができる特例を設けるものであり、この場合、最長で異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることはできないものであります。

第1項に規定する場合のほか、規則で定める特定管理監督職についても、業務遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、異動期間を延長し、引き続きの勤務等をさせることができることを規定しておりますが、現時点では対象となる特定管理監督職は想定しておりません。

また、第9条の規定により異動期間の延長等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを第10条において規定しています。

第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合、他の職への降任等をすることを規定しています。

第4章は、定年前再任用短時間勤務制を導入するための内容となります。

定年前再任用短時間勤務制とは、現行の再任用制度においても、60歳以降は常勤または短時間勤務という選択肢が設けられていましたが、今回の定年引上げにより、職員は65歳まで勤務することが基本となりますが、60歳以降の多様な働き方を確保するため、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により65歳までの間、短時間勤務の職に採用することができる制度であります。

第12条では、その採用については、従前の勤務実績、その他規則で定める情報に基づく選考によるものとします。

第13条は、町が構成団体となる組合等の年齢60年以上退職者についても、同様の採用ができる旨を規定するものであります。

第14条では、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

また、附則第3項として、定年に関する経過措置を設け、第3条に規定する定年年齢65年については、令和5年4月1日から2年間で年齢1年を段階的に引き上げ、令和13年4月1日から本則どおり定年年齢65年となるものであります。

附則第4項は、改正前の条例において、定年を63歳とされていた職種についての段階的な定年年齢を示しておりますが、現行において対象者はおりません。

附則第5項は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に60歳以後の任用、給与に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めることを規定するものであります。

附則として、第1条は、施行期日を令和5年4月1日からとします。ただし、附則第11条の規定は、公布の日からとします。

附則第2条第1項は、改正前の条例第4条第1項または第2項の規定により、既に定年による退職の特例により勤務延長の承認を受けてる職員に対する規定であり、現在対象者はおりません。

附則第3条から第6条までは、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、

65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の仕組みを暫定再任用制度として措置するものであります。

附則第3条は、旧条例定年及び新条例定年に達している者を常時勤務を要する職に採用することができることに関する採用、任期の更新等に係る規定であり、附則第4条は、町が構成団体となっている組合等の条例年齢以上退職者についても同様の規定を設けるものであります。

附則第5条は、旧条例定年及び新条例定年に達している者を短時間勤務の職に採用することができることに関する採用、任期の更新等に係る規定であり、附則第6条は、町が構成団体となる組合等の条例年齢以上退職者についても同様の規定を設けるものであります。

附則第7条から第9条については、令和3年改正法に規定する条例で定める職及び年齢等について、それぞれ規定するものであります。

附則第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置として、段階的な定年の引上げ期間中において、規則で定める職については昇任、降任、転任することができないことを規定しています。

附則第11条は、改正法附則に規定する施行日前に情報提供及び意思確認を実施する条例で定める年齢を60年と定めるものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、地方公務員の定年の引上げ等に関する地方公務員法の一部を改正する法律の公布及び法改正に併せ、今定例会に提出しております職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定に伴い、関係する条例を整備するものでございます。

第1条は、職員の分限に関する条例の一部改正になります。地方公務員法に定める分限及び懲戒の手續等については条例で定めることとしており、今回降給を追加し、附則では、降給に関する経過措置を設けます。

この降給については、改正後の給与条例附則第14項に規定する60歳に達した後の最初の4月1日以降に減額となる給料月額については、職員の意に反する降給とし、条例で定めるものであります。

第2条は、職員の懲戒に関する条例の一部改正になります。

第3条で、減給については給料月額の10分の1以下に相当する額と規定しているものであります。定年の延長に伴い、60歳に達した日以後最初の4月1日以後の給料

支給額は、給料月額7割水準となることから、減給についても、現に受ける7割水準額の10分の1に相当する額とすることを規定するものであります。

第3条は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正になります。

第1条中根拠法の名称を訂正し、第2条第2項では、法に基づき条例において公益法人等への派遣することができる職員を定めておりますが、第1号の職員の注書きは、再任用制度の廃止により削除し、第5号に改正後の定年条例第9号で規定する異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加し、第11条においても、同様に第5号を追加するものです。

第4条は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正になります。

第2条第3項及び第5項において、再任用制度の廃止に伴い「再任用短時間勤務職員」を、法第22条の4及び第22条の5の規定により採用される「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

第5条は、立科町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正になります。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表について定めておりますが、第3条に規定する報告事項のうち、職員の任免及び職員数について対象となる短時間勤務の職について、地方公務員法の改正により新たに第22条の4で定年前再任用短時間勤務職員の規定が設けられたための改正となります。

第6条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になります。

第2条の改正は、地方公務員法第28条の4から第28条の6に規定していた常勤及び短時間の再任用職員の削除及び法第22条の4及び第22条の5で新たに設けられた定年前再任用短時間勤務職員に係る改正であります。

第7条の3は、再任用職員及び再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員となることから、その給料月額については、短時間勤務時間で案分した額の支給とすることを規定するものであります。

第18条、こちらは勤務手当の額、第21条は時間外勤務手当、第27条は期末手当、第29条は勤勉手当ありますが、これら各種手当に規定する再任用短時間勤務職員及び再任用職員をそれぞれ定年前再任用短時間勤務職員に改め、併せて法改正に基づき文言を整理いたしました。

第38条の2は、定年前再任用短時間勤務職員について、第6条の初任給基準及び第7条の昇給に関する規定の適用は除外するための追加規定となります。

附則に、第14項から第20項を追加します。

第14項は、定年の延長により60歳に達した年度末の翌日以後にある職員の給料月額は、当分の間、給料表の額の7割とします。

第15項は、給料月額の7割としない職員を規定しています。

第16項は、60歳に達した年度末の翌日に降任等により給料月額が減額となり、前日

に受けていた給料月額のうち7割を下回った場合には、当分の間、7割までの金額との差額を支給する規定であります。

第17項は、第16項で規定する差額との合計支給額は、現に在職する職務の級の最高号俸の額を超えないものとするものです。

第18項及び第19項は、7割支給となる給料月額について、他の職員等との均衡上の必要に応じ、規則に定める場合において調整ができる規定であります。

その他必要な事項については第20項で規則で定めることとし、第5条で規定する給料表について、別表中、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、基準給料月額を今定例会に提出しております議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例による、給与改定後の給料表の額に改めるものであります。

第7条は、一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正になります。

地方公務員法の改正により、再任用短時間勤務を規定した第28条の5第1項が削除され、新たに第22条の4で定年前再任用短時間勤務職員の規定が設けられたことによる改正となります。

第8条は、職員の再任用に関する条例の廃止であり、定年の引上げに併せて現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止となるため、地方公務員法の規定の削除に併せ条例を廃止するものであります。

附則第1条では、施行期日を令和5年4月1日からとします。

附則第2条として、この附則における用語の定義をそれぞれ定めています。

附則第3条から第5条までは、再任用制度の廃止に伴い定年が段階的に引き上げられる経過期間において、現行の再任用制度と同様の仕組みを経過措置として関係条例に併せ規定するものであります。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続いて、議案第64号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

今回の条例改正は、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴うもののほか、地方公務員法の改正による定年制度の改正に伴い所要の整備を行うものであります。

育児休業法の改正では、職員の育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の育児休業における取得要件の緩和及び取得の柔軟化が主なものであり、地方公務員法の改正では、再任用の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入により整備をするもので

あります。

第2条は、育児休業をすることができない職員として、第2号に今回、定年の延長に伴い職員の定年等に関する条例第9条に規定する異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加し、第4号では、今回、非常勤職員の育児休業の取得が柔軟化されたことに伴い、非常勤職員のうち、育児休業をすることができない職員を規定するものであります。

ア、イ及びウにそれぞれ規定する非常勤職員は、育児休業をすることができる職員であり、これらの規定に当てはまらない非常勤職員は、育児休業をすることができない旨を規定しております。

第2条の3は、地方公務員の育児休業法第2条第1項において、非常勤職員の育児休業の承認期間については、当該子の養育の事情を考慮し、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日を子の養育事情の区分に応じ、それぞれ定めるものであります。

第2条の4は、同じく法第2条第1項に規定する、特に必要と認められる場合には2歳に達する日までとする場合をそれぞれ規定するものであります。

第3条は、法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情を整理をしております。

第3条の2は、法第2条第1項第1号の条例で定める期間として、育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、育児休業をすることができる原則2回までとは別に取得できる、育児休業の期間を子の出生後8週以内とする旨を規定するものであります。

第7条では、育児短時間勤務をすることができない職員に、改正後の定年条例第9号に規定する異動期間を延長された管理監督職を追加するものであります。

第14条は、育児短時間勤務をしている職員等に係る給与条例の読み替え規定となりますが、第18条第1項関係中、定年制度の改正に伴い「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

その他第6条、第14条及び第15条中において、法の改正に伴い文言の整理を行いました。

附則として、この条例は、公布の日から施行します。ただし、職員の定年等に関する条例の規定に係る改正規定については、令和5年4月1日から施行します。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第65号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和4年度立科町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,323万8,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を59億2,997万2,000円とするものです。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

本日提出、立科町長。

2ページから4ページは、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出になります。

5ページをお願いします。

5ページは、「第2表 地方債補正」で、今回、辺地対策事業及び過疎対策事業の限度額をそれぞれ変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

6ページと7ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

8ページをお願いいたします。

歳入となります。15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、マイナンバーカード交付事務に係る社会保障・税番号制度事務費補助金として109万1,000円の増額補正であります。

16款県支出金2項県補助金は、事業実績等による補正となります。

8目災害復旧費県補助金7,549万6,000円の増額は、令和元年災害の農地・農業用施設に係る災害復旧事業のうち、精算が確定した事業分の計上であります。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は、実績により別荘地の貸付特別賃貸料を800万円増額補正いたします。

18款寄附金1項1目教育費寄附金は、町内企業1社から教育振興目的で100万円ご寄附を頂いたものであります。

21款諸収入4項雑入、観光費雑入の減額は、女神湖センターの改修に伴う指定管理者納付金の減額であります。

22款町債1項2目総務債では、財源として計画をしていました過疎対策事業債について、国県との協議の結果、一部事業が起債対象外となったことにより、特別交付税の対象事業として財源の組替えのため、6,770万円を減額補正し、4目商工債では、観光庁の補助金を活用して実施する女神湖センターの改修事業について、補助裏に辺地対策事業債を財源として充てるものでございます。

11目民生債の増額は、子育て支援事業、出産祝い金で実績見込みにより過疎対策事業債を増額するものであります。

10ページをお願いします。

歳出となります。歳出の各関係科目において、今年度の給与改定に基づき議会議員、特別職、一般職に係る人件費の増額補正のほか、9月採用職員に係る科目替えなど、所要の補正を行っております。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般管理経費の電算委託料の増額は、来年度に向けた定年制度の改正に伴うシステム改修費でございます。

11ページ、2目財産管理費の電算委託料は、令和5年度から決算統計調査票が一部

変更になるため、財務会計システムを改修するための委託料で49万5,000円の計上でございます。

3目財産管理費では、庁舎管理経費で電気料金の高騰により今後の不足額を見込み、光熱水費を300万円増額補正いたします。

5目企画費、企画一般経費では、定住促進団地の分譲に要する広告料、リーフレット作成経費のほか、負担金616万1,000円は、住宅団地造成時の測量設計業務に要した経費について、実施をした立科町土地開発公社へ支払うための予算計上でございます。

まちづくり事業経費の負担金630万円の減額は、デジタル専門人材について、形態を派遣から出向に変更したことによる給与費の減額が主な内容でございます。

12ページをお願いします。

中段、3項1目戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付事務に係る会計年度任用職員の人件費を増額し、今年度中の取得促進を強化するものであります。

7項コミュニティ費1目コミュニティ施設管理運営費では、各施設の電気料及び燃料費の増額補正のほか、権現の湯の排煙窓開閉装置ほか施設修繕料を244万5,000円増額補正するものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、施設電気料のほか今後の緊急用修繕料の増額補正、備品購入費は、保健センター栄養指導室の冷蔵庫の故障により更新をするものでございます。

14ページをお願いします。

中段2項、児童福祉費1目児童福祉総務費は、令和3年度分の児童手当交付金の精算還付金を計上し、2目子育て支援費は、児童館の燃料・電気料の増額補正のほか、子育て支援事業経費で出産祝い金を出生届の状況を見込み300万円増額補正いたします。

15ページ、3目保育所費及び3項高齢者福祉費、下段、2目高齢者福祉事業費、続いて16ページ、3目高齢者施設費は、それぞれ施設の燃料・電気料を見込みにより増額補正でございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は、令和3年度風疹抗体検査に係る精算還付金22万8,000円の計上でございます。

17ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、農業振興経費で飼料価格の高騰に伴う国の支援事業で、JA佐久浅間が取り組むペレット堆肥製造設備の導入、土壌診断の強化事業に対し、補助金を357万8,000円計上し、農業者への支援を行うものでございます。人・農地プラン事業経費の補助金は、当初見込んでおりました新規就農者育成総合対策事業について、実績により2名分を減額いたしました。

5目都市農村交流費は、各管理施設における電気料の増額補正となります。9目農業再生事業費は、経営所得安定対策直接支払推進事業に係る立科町再生協議会への補助金を54万1,000円増額補正でございます。

18ページをお願いします。

中段、6款商工費2項観光費3目観光振興費の手数料は、今年度、観光地の再生・高付加価値化事業補助金を活用し、地域一体となって事業に取り組んだところがございますが、来年度も同様の補助金を活用してさらに推進するため、早い段階で地域公募に応募していく必要があることから、計画策定支援に要する経費として計上するものでございます。

3目観光施設費の物件補償費は、今年度実施する女神湖センターの一部シェアオフィスへの改修工事及び今後における適正な施設管理のため、施設管理者の所有資産の損失に伴う補償費420万円の計上でございます。

19ページ、7款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費は、町道の小規模修繕工事の増額が主なものでございます。

3項1目河川費の河川修繕工事の減額は、県補助金の不採択による減額となります。

20ページをお願いします。

中段、5項下水道費1目下水道総務費、下水道事業会計補助金は、動力費等の増額により、544万5,000円を増額補正するものであります。

8款消防費1項1目非常備消防費は、退職団員1名分の退職報償金の増額でございます。

21ページ、9款教育費2目事務局費、教育振興経費の消耗品費は、町立小・中学校入学支援事業を創設し、来年度の新入学児童生徒への学用品の一部を支援し、子育て家庭の経済的負担の軽減等を図るため、通学用かばんを支給するための予算を計上するものでございます。

2項小学校費及び22ページ、3項中学校費では、それぞれ燃料・電気料等の増額補正が主なものでございます。

4項社会教育費5目文化財保護費の修繕料の増額は、ふるさと交流館に設置しているジオラマのタッチパネルの故障により修繕をするものでございます。

6項施設管理費1目中央公民館管理費は、電気料を増額補正し、歳入歳出の差額711万9,000円は、12款予備費で調整を行いました。

24ページ以降は給与費の明細書となりますので、ご覧ください。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、議決頂きますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） ここで暫時休憩とします。再開は11時45分からです。

（午前11時37分 休憩）

（午前11時45分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り会議を再開します。



◎日程第13 議案第66号

議長（田中三江君） 日程第13 議案第66号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第66号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和4年度立科町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出、立科町長。

3 ページをご覧ください。

歳出ですけれども、3款1項1目包括的支援事業費ですが、人事院勧告に基づきまして、職員1名分に係る給料、手当等の改正に伴う増額でございます。6款予備費で調整のため、同額を減額しております。

4 ページ以降は給与費明細書です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第14 議案第67号～日程第16 議案第69号

議長（田中三江君） 日程第14 議案第67号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第16 議案第69号 令和4年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）についての3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第67号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,632万7,000円といたします。

本日提出、立科町長。

4 ページをご覧ください。

歳入では、4款繰入金1目基金繰入金について、繰越金の増額により、202万5,000円の減額といたします。

5款繰越金1目繰越金について、額の確定により753万1,000円の増額といたします。

歳出では、1款衛生費1目下水道管理費について、電気料金高騰に伴う見込みにより、10節需要費では、550万6,000円の増額でございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

議案第68号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2条、令和4年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出では、第1款水道事業費用第1項営業費用について、132万2,000円増額し、2億5,377万5,000円とし、第4項予備費を132万2,000円減額し、1,492万7,000円といたします。

本日提出、立科町長。

2 ページをご覧ください。

収益的支出ですが、第1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費では、会計年度任用職員の勤務体制変更による報酬増額、人事院勧告に伴う増額及び電気料金高騰に伴う見込みによる113万5,000円の増額、4目総係費では、人事院勧告に伴う増額等による18万7,000円の増額、4項予備費について、132万2,000円の減額でございます。

3 ページは、令和4年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

4 ページ以降は給与費明細書となっておりますので、ご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

議案第69号 令和4年度立科町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2条、令和4年度立科町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款下水道事業収益第2項営業外収益について、544万5,000円増額し、2億9,290万9,000円といたします。

支出では、第2款下水道事業費用第1項営業費用について、544万5,000円増額し、4億244万5,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、議会の議決を経な

ければ流用することのできない経費を職員給与費「14,556千円」を「14,589千円」に改めます。

他会計からの補助金、第4条、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「320,265千円」を「325,710千円」に改めます。

本日提出、立科町長。

2ページをご覧ください。

収益的収入ですが、第1款下水道事業収益2項営業外収益3目他会計補助金では、見込みによる544万5,000円の増額といたします。

収益的支出ですが、第2款下水道事業費用1項営業費用について、電気料金高騰に伴う見込みによる、1目管渠費では40万円、3目処理場費では500万円の増額、6目総係費では、職員手当の変更及び人事院勧告に伴う増額による4万5,000円の増額といたします。

3ページは、令和4年度立科町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

4ページ以降は給与費明細書となっておりますので、ご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第17 議案第70号

**議長（田中三江君）** 日程第17 議案第70号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

**企画課長（竹重和明君）** 議案第70号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

本日提出、立科町長。

同法に基づき、立科町では、蓼科地区及び中尾美上下地区を辺地として定めており、この地域において公共的施設を整備しようとする場合は、同法第3条の規定により、総合整備計画を県知事と協議をし、議会の議決を経て総務大臣に提出します。

そして、この総合整備計画を策定変更することにより、財源的に有利な起債、辺地対策事業債を活用することができるようになります。

今回は、令和2年度から本年度までの総合整備計画の第4次変更について、別紙の

とおりに定めるものであります。

2枚おめくり頂き、1ページ、総合整備計画書をご覧ください。

2、公共的施設の整備を必要とする事情の項で、変更する事業は、3ページの上から4段目、女神湖センター等整備事業で下線部分を追加し、これまでの施設の老朽化による破損等や周辺の遊歩道の改修に加え、観光庁の地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業で行うシェアオフィスの改修についても、この事業に含めるものでございます。

続いて、5ページの3、公共的施設の整備計画をご覧ください。

上から3番目の御泉水自然園整備事業と、そこから6段下の白樺湖遊歩道整備事業は、環境省補助金の交付決定により、4列目の財源内訳の特定財源に74万円、124万円を追加し、次の列の一般財源及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は、事業費から特定財源を差し引いた7,926万円、876万円となります。

そこから2段下の女神湖センター等整備事業は、事業費にシェアオフィスの改築分4,500万円を追加し8,000万円として、財源内訳の特定財源に2,000万円を追加し、一般財源及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は6,000万円とします。

合計の事業費は、10億3,450万円から10億7,950万円とし、一番右の列の一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の合計は、10億1,390万円から2,302万円を増加し、10億3,692万円とします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認め頂きますようお願い申し上げます。

#### ◎日程第18 陳情第2号

**議長（田中三江君）** 日程第18 陳情第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書は、11月14日までに受付をいたしました。

上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は質疑の際にお願いいたします。

また、審査については、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後0時02分 散会）